

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（2022年度）

住 所 大阪府和泉市いぶき野五丁目1番1号

事業者名 泉北高速鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 金森 哲朗

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

| 対象となる鉄道駅 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|----------|------------------------------|----------|
| | | |

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

| 対 策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|-----|------------------------------|----------|
| | | |

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

| 対 策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|-------|---|---|
| 人員の配置 | ・車椅子利用者や目のご不自由なお客さま等をサポートするため、各駅に配置するステーションアテンダントの必要数を維持する。（2022年度） | ・必要数を維持するため、ステーションアテンダントの要員として1名を採用し配置した。 |

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

| 対 策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|------------------|--|--------------------|
| デジタルサイネージによる情報提供 | ・各駅の改札付近にデジタルサイネージを設置し列車の運行状況等必要な情報を分かりやすく、速やかに提供する。（2022年度） | ・2022年3月24日より運用開始。 |

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

| 対 策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|---------------|--|--|
| 障害者の接遇に関する訓練等 | <ul style="list-style-type: none"> ・交通サポートマネージャー研修へ参加する。 ・車椅子利用者の救護を想定した事故復旧訓練の実施。(2022年度) | <ul style="list-style-type: none"> ・交通サポートマネージャー研修に参加 ・堺市南消防署と連携し、車椅子利用者の救護を含む事故復旧訓練を実施。 |

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

| 対 策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|-----|------------------------------|----------|
| | | |

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

| |
|--|
| <p>【ソフト対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害をお持ちの方への駅係員によるサポート、声掛けや見守り ・各駅に配置したステーションアテンダントによる、高齢者や障害をお持ちの方へのサポート ・視覚障害者のホームからの転落を防止するため、お客様同士の声掛け等共助を呼びかける、アナウンス、ポスター掲示 <p>【情報の共有および対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害をお持ちの方等から当社ホームページや駅窓口等にご意見が寄せられたときは、毎週それを集約し、トップを含む社内の定期連絡会に報告を行うとともに、必要な対策を検討する体制をとっている。令和3年度は特段のご意見がなかった。 <p>【沿線自治体との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・深井駅、泉ヶ丘駅、梅・美木多駅、光明池駅が所在する堺市のバリアフリー検討委員会に参画し、堺市の移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の策定に必要な協力を行う。 |
|--|

(3) 報告書の公表方法

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・弊社ホームページにおいて公表している。 |
|--|

(4) その他

| |
|--|
| |
|--|

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

| | |
|--|----------|
| <p>(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。</p> | <p>○</p> |
| <p>(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。</p> | |